

坂戸市商工会展示会等参加費用助成金について

坂戸市商工会の行う展示会等参加費用助成金について、下記のとおり定める。

1. 助成対象者 地方自治体・業種団体等の主催する各種展示会や商談会（以下展示会等）に参加し、事業の推進に役立てようとする坂戸市商工会会員事業所及び坂戸市内の事業所。
2. 助成目的 展示会等に参加し、自社 PR、新規取引先獲得を目指す会員事業所を支援する。ただし、坂戸市商工会が主催する事業は除く。
3. 助成額 展示会等の1回の参加につき、10,000円（非会員の場合 3,000円）または参加費どちらか低い金額。年度内助成額は1事業所あたり、10,000円（非会員の場合 3,000円）を限度額とし、限度額にいたるまでは年度内複数回利用が可能とする。
4. 申請手続 展示会等の参加前に、所定の助成金申請書を参加事業内容のわかる書類と共に坂戸市商工会へ提出する。参加費支払い後にその領収書のコピーを提出する。
申請内容確認後、事業所指定の預金口座へ振り込むものとする。
ただし、申請期間を8/31までと翌年1/31の2回に分け、各期間の予算は年間予算の1/2を上限とする。
5. その他 申請企業は助成目的をよく理解し、企業の発展に努め、坂戸市商工会はそれを支援する目的から、万が一、不正利用等が判明した場合、速やかに助成額及び振込手数料を全額返還し、今後この助成制度は利用できないものとする。
また坂戸市商工会主催の事業については対象としない。
なお、ここに定めていないものは、申請事業所・坂戸市商工会双方協議の上、申請事業所は坂戸市商工会の指示に従うものとする。

この助成は平成24年度より開始する。

平成25年5月8日一部改正

平成26年5月8日一部改正

